

## 北海道電力の家庭用電気料金値上げ認可申請に 関するチェックポイント

平成26年9月11日  
消費者庁

電気は、消費者にとって生活の基礎をなす必需的なものであり、さらには、地域独占的に供給されており、事業者の選択肢がなく、その料金の値上げは、国民生活に大きな影響を与えるものである。また、電気料金の値上げは、家庭用電気料金のほか、商品やサービスのコスト上昇圧力という形でも、家計に負担を与え得るものである。

このため、電気事業者が、徹底した経営効率化の努力を行うとともに、料金水準及び内容並びに提供されるサービスについて十分な情報提供及び明確な説明を行い、電気料金の値上げについて、消費者の理解がより得られるようにすることが重要である。そして、提供されるサービスが、可能な限り低廉であり、かつ、中長期的にも安定供給が確保されるものとして、消費者の権利<sup>注</sup>に即し消費者の意見を政策へ反映させるといった消費者の利益によりかなったものになることが求められている。北海道電力株式会社は、北海道の市民生活と生産活動の基礎である電気を供給する事業者として、社会的責任を果たすことが求められている。

特に、今般の北海道電力株式会社による値上げ認可申請は、電源構成変分認可制度に基づくものであることから、次の点に留意する必要がある。第一に、今般の値上げ認可申請は、通常の場合よりも査定対象項目は一部に限られているものの、今般の値上げ認可申請の前提として、北海道電力株式会社は、昨年9月の値上げ実施からわずか10か月での全国に先駆けての再値上げ申請であり、前回の査定を踏まえた効率化計画を項目ごとに着実に実施したかが問われるとともに、効率化の進捗状況及び今後の収支見通しも含めて消費者

---

<sup>注</sup> 消費者基本法（昭和43年法律第78号）第2条では、「国民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、消費者の安全が確保され、商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供され、消費者の意見が消費者政策に反映され、並びに消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されることが消費者の権利である」と規定している。

に明確に説明する責任がある。第二に、前回の認可以降、中部電力株式会社の値上げ認可が行われているが、同社の査定においてより厳しい基準が適用されている事項については、北海道電力株式会社も同社並みの基準又は再値上げであることから、それ以上の基準を達成するよう努力すべきである。第三に、今後、電源構成の変更により費用削減が可能となった場合、速やかに料金値下げを行うことを明確にすべきである。

また、経済産業省は、電源構成変分認可制度に基づく今般の査定対象項目について、厳格な審査を行い、その結果を広く明らかにするとともに、今回の査定対象以外の項目については、北海道電力株式会社の効率化努力を厳しく検証してその結果を広く公表し、北海道電力株式会社に対して、効率化の進捗状況についてこれまで以上に丁寧に消費者に説明するよう促すべきである。

消費者庁では、こうした観点から、今般の北海道電力株式会社の値上げ認可申請に当たっての本チェックポイントを作成した。

なお、消費者庁が北海道で開催した意見交換会においては、再生可能エネルギーの使用拡大等、再生可能エネルギーに関する意見が多数表明され、消費者の関心の高さがうかがえた。事業者に対しては、こうした消費者の重要な関心事項について十分な検討を行い、情報提供を行うことを期待したい。

※ 今後の検証過程で変更を加えることがあり得る。また、原価に算入されない項目にも、言及していることに留意。

#### 【総論】

①原子力発電が停止した東日本大震災以降及び前回の値上げ後の経営努力を明確に説明しているか。

#### <査定対象項目>

##### 【燃料費、購入電力料等】

②メリットオーダーを徹底するための方策について、原油や石炭のほか、水力や再生可能エネルギー、LNGの今後の活用見通しを含め、明確に説明しているか。

③自社電源も含めて他社から購入する電力量の算定に当たり、メリットオーダーを徹底していることを明確に説明しているか。

④使用済燃料再処理に関する日本原燃株式会社との契約について、内容と原価との関係を明確に説明しているか。

⑤燃料費の単価引下げの努力を徹底する必要がある。平成 26 年度 135 万トン、平成 27 年度 132 万トンと国内炭火力発電所の燃料調達見込量が減少している理由を明確に説明しているか。苫東厚真発電所における垂れき青炭導入試験の期間の短縮について検討を行い、明確に説明しているか。石狩湾新港発電所の運転開始時期の前倒しについて検討を行い、明確に説明しているか。

⑥購入電力料の単価引下げの努力は徹底されているか。

< 査定対象項目ではないが、事業者による積極的な取組や消費者への丁寧な情報提供・説明が求められるもの >

**【経営効率化】**

消費者に大幅な負担増を求める前提として、項目ごとに査定ベースの効率化を達成するにとどまらず、原価に算入されていない項目であっても、最大限の企業努力を真摯に行うべきである。また、その内容を積極的に消費者に伝え、共感を得られるよう努めるべきである。

⑦費用項目別に見て、査定ベースの効率化が未達成のものについて、その理由を明確に説明しているか。

⑧人件費削減について、平成 25 年度実績（120 億円）が査定額（125 億円）を達成していないが、平成 26 年度において更なる削減に取り組んでいるか。役員報酬の削減に積極的に取り組んでいるか。また、平成 27 年度計画では査定額を達成すべくどのような方針で臨むのか。

⑨役員報酬については、平成 24 年度から段階的に減額幅を拡大しているとされているが、具体的にどの程度削減されているかを明確に説明しているか。

⑩人件費中、退職給与金における運用による減少の補てんをしていることについて、明確に説明しているか。

⑪競争入札比率については、平成 25 年度実績が 38% となり、目標（30%）を上回っているが、平成 26 年度及び平成 27 年度も引き続き高水準を目指すための具体的な方法を明確に説明しているか。

- ⑫修繕費について、平成 26 年度は、供給リスクを大幅に増加させない範囲で繰延べを進めるとされているが、繰延べによりかえって修繕費用が過大になった例がないかの検証はなされているか。
- ⑬平成 26 年度の普及開発関係費等の削減の主な取組として、「省エネ情報館」の閉鎖などを挙げているが、平成 26 年度及び平成 27 年度に更に削減できる事業や削減時期の前倒しの余地はないか。
- ⑭資産売却（営業拠点の土地・建物、有価証券等）、グループ会社の再編・統廃合等について、平成 26 年度及び平成 27 年度における更なる取組の余地はないか。
- ⑮電力中央研究所への支出削減が十分行われているか。

#### 【料金体系等】

- ⑯消費者が電気料金を節約できる新たなメニューを提供するとともに、既存メニューも含めて前回値上げ時よりも積極的に広報・普及に取り組むこととしているか。
- ⑰大幅な値上げであることを踏まえ、消費者のための激変緩和措置を講じる必要がある。そのための方策が具体的に検討されているか。
- ⑱供給約款料金及び選択約款料金の設定において、消費者にとっての平等性が確保されているか。特にオール電化住宅は、電気使用量が多いために値上げ額が大きくなっている。平成 27 年度も灯油からのシフトをする家庭が増加するとの想定だが、オール電化を導入していない場合との平等性は確保されているか。
- ⑲三段階料金の段階別料金設定において、少額一般家庭利用者にとって負担が緩和されるための方策が検討されているか。

#### 【今後の料金値下げ】

- ⑳今般の値上げ認可申請は電源構成変分認可制度によるものである。今後、電源構成の変動が今般の認可申請において想定している時期よりも早く解消された場合には、速やかに料金値下げが実施されることを確保できる措置がとら

れているか。また、想定通りの時期以降であっても、原価算定期間内に解消された場合には、原価算定期間終了後、速やかに費用削減分を引き下げることが確保する措置がとられているか。さらに、原価算定期間終了後に、改定の原因となった事象が解消された場合には、各号機の再稼働に応じて順次、速やかに再稼働による原価低減分の値下げを行うことを確保する措置がとられているか。それぞれの場合に、1～3号機の再稼働時期に応じて原価低減分や値下げ幅が消費者に分かるよう、事例などを用いて具体的に情報開示を行っているか。

- ②①原価算定期間内に、今回の値上げの原因となった自助努力の及ばない電源構成の変動が解消されない場合であっても、原価算定期間内は値上げは行わないことを確保する措置がとられているか。

**【今後、中長期的に取り組むべき事項】**

- ②②消費者が電気料金を理解するに当たって、電力事業、原子力政策を含めたエネルギー政策の今後の在り方は消費者の重要な関心事項である。再生可能エネルギーの使用拡大等、エネルギーの多様化について消費者の関心が高いが、こうしたことについて、十分な検討と説明・情報提供をすることになっているか。
- ②③新エネルギーの原価への織込みについて、連系可能手段の整備や調整力などについて明確に説明しているか。
- ②④今後の新エネルギー普及に応じて焚き減らしがどのように可能で、それが料金値下げにどう影響するかについて明確に説明しているか。

以上